

地下街の地上出入口の形成過程に関する研究

- 出入口のデザインに着目して -

A Study on the Formation Process of Ground Entrances of Underground Shopping Malls

- Focus on Design of Ground Entrances -

○菊原綾乃¹, 阿部貴弘²

*Ayano Kikuhara¹, Takahiro Abe²

Abstract: Ground entrances of underground shopping malls are important because they connect ground and underground and affect landscape of road. This study investigates the law and the current state of the ground entrance. Additionally, it analyzes the factor of formation process of ground entrances of underground shopping malls.

1. はじめに

近年の道路整備においては、地上と地下が一体となった都市空間づくりが進められる^[1]など、都市空間の立体的利用を推進する機運が高まりつつある。こうしたなか、立体的利用の1つである地下街においては、全体の8割以上が開設から30年以上経過しており、中には60年以上経過しているものもあり、老朽化対策等の再整備に係る議論が活発化している^[2]。こうした地下街の地上出入口は、地上と地下をつなぐ接点であり、さらに地上の道路景観にも影響を及ぼすことから、今後の地下街の再整備等において、景観形成上重要な要素の1つである。しかし、道路上に設置された地下街出入口について、そのデザイン上の特徴や形成過程に係る研究成果が十分に蓄積されているとは言い難い。

そこで本研究では、今後の地下街の再整備等を念頭に、良好な道路景観の形成に資するよう、地下街の地上出入口が現在のデザインに至った背景及び経緯を明らかにすることを目的とする。

2. 研究対象

本研究では、「地下街の防災対策状況について」(国土交通省, 2017)に掲載された東京都の地下街 (Table 1) に接続する地上出入口 (全 186 箇所) を対象とする。

Table 1. List of Underground Shopping Malls in Tokyo

番号	市区町村	地下街名	開業年	管理会社
1	千代田区	Echika fit 東京	平成24年	㈱メトロプロパティーズ
2	港区	新橋駅東口地下街	昭和47年	㈱京急ショッピングセンター
3	港区	Echika 表参道	平成17年	㈱メトロプロパティーズ
4	中央区	八重洲地下街	昭和40年	八重洲地下街㈱
5	中央区	Echika fit 銀座	平成24年	㈱メトロプロパティーズ
6	台東区	浅草地下街	昭和30年	浅草地下街㈱
7	新宿区	新宿東口地下街	昭和51年	㈱ルミネ
8	新宿区	新宿西口地下街	昭和41年	㈱小田急ビルサービス
9	新宿区	新宿歌舞伎町地下街	昭和48年	サブナード㈱
10	新宿区	京王新宿名店街	昭和51年	京王地下駐車場㈱
11	新宿区	京王モールアネックス	平成17年	京王地下駐車場㈱
12	渋谷区	渋谷地下街	昭和32年	渋谷地下街㈱
13	豊島区	池袋東口地下街	昭和39年	㈱池袋ショッピングパーク
14	豊島区	池袋西口地下街	昭和44年	東部ビルマネジメント㈱
15	豊島区	Echika 池袋	平成21年	㈱メトロプロパティーズ
16	武蔵野市	吉祥寺駅地下街 (アトレ)	平成22年	㈱アトレ
17	武蔵野市	吉祥寺駅地下街 (キラリナ)	平成24年	京王電鉄㈱

1 : 日大理工・学部・まち 2 : 日大理工・教員・まち

3. 研究方法

本研究の研究方法は、Figure 1 に示す通りである。

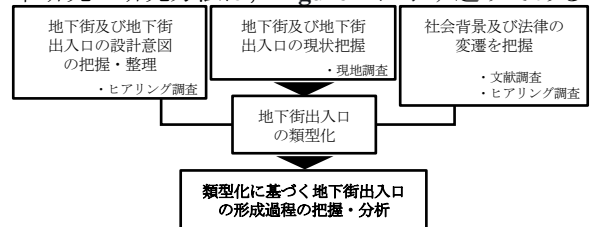


Figure 1. The Flow of This Study

4. 調査結果及び考察

(1) 地下街建設の背景

1930年代の日本は、モータリゼーションの到来や公共用地不足により、地下利用が促進され、それらの経営を補助するための施設として地下街は誕生した。1970年代に発生した事故を起因として地下街建設に係る規制が厳しくなったが、自然的、地理的諸条件等から地下街の重要性が再認識されるようになった。さらに、2000年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」を受け、翌年に地下街の規制は廃止され、現在は建築基準法、消防法、道路法等の各法の規制下に地下街は置かれている。

一方、「地域における公共的な取り組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(国土交通省, 2008)など、道路占有物件のまちづくりへの活用も進められており、地下街出入口についてもまちづくりへの多面的な活用が想定できる。

(2) 地下街及び地下街出入口関連法規の整理

地下街の地上出入口に係る法律を Table 2 に示す。

Table 2. Relevant Regulations of Ground Entrance

地下街関連法規	設置位置	階段の幅員	階段の蹴上、踏面	深度
建築基準法施行令	●	●	●	●
道路法	●	●		
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令				●

※●: 地下街出入口に関連するもの

(3) 地下街の地上出入口の類型化

地下街の地上出入口のデザインの特徴を把握するため、地上出入口の主要な構成要素である階段、側壁、上屋のデザインに着目して、地上出入口を類型化した (Table 3)。なお、本研究では、Table 1 の調査対象地下街に 1 番から 17 番まで付番し、さらに調査対象地下街の出入口番号を、番号が付与されているものについてはその番号を、番号が付与されていないものについては本研究において新たに付番した。

また、各類型と出入口の竣工年次の関係を Figure 2 に示す。

Table 3. Model Name and Diagram of Ground Entrances

型名	模式図	対象の出入口	件数
①開放型 階段+側壁		1-M2, 2-6, 2-9, 3-B2, 6-8, 9-11, 9-16, 9-17, 9-18, 9-19, 9-20, 9-21, 9-22, 15-1a, 15-1ab, 15-3	16 件 /186 件
②被覆型 階段+側壁+上屋		1-M1, 1-M4, 1-M7, 1-M10, 1-M13, 1-M14, 2-1, 2-2, 2-3, 2-5, 2-7, 2-8, 4-6, 4-16b, 4-17, 4-18b, 4-19, 4-20, 4-21a, 4-21b, 4-22a, 4-22b, 4-23a, 4-24b, 4-26a, 4-26b, 4-27, 5-C2, 7-4, 7-5, 7-6, 7-7, 7-8, 8-3, 8-4, 8-7, 8-13, 8-14, 8-17, 8-18, 9-2, 9-3, 9-4, 9-5, 9-6, 9-7, 9-8, 9-9, 9-10, 9-12, 9-13, 9-14, 9-15, 9-16, 10-B, 10-C, 10-D, 10-E, 10-F, 10-G, 13-23, 13-24, 13-25, 13-26, 13-28, 13-29, 13-31, 13-32, 13-44, 14-7, 14-8, 14-9, 14-10, 14-11, 14-12, 14-13, 14-15, 14-16, 14-17, 15-C10	80 件 /186 件
③囲壁型 階段+側壁+囲壁 +上屋		2-4, 3-A4, 4-1, 4-2a, 4-2b, 4-18a, 7-1, 7-2, 7-9, 7-10, 8-1, 8-2, 8-5, 8-6, 8-8, 8-9, 8-11, 8-12, 8-15, 8-16, 13-33, 15-C1	22 件 /186 件
④景観配慮型 階段+側壁+囲壁 (ガラス)+上屋		1-M5, 1-M6, 1-M8, 1-M9, 1-M11, 1-M12, 3-A1, 3-A2, 3-A3, 3-B1, 3-B4, 4-5, 4-16a, 4-24a, 5-C1, 5-C4, 10-A, 11-3, 11-7, 12-1, 12-2, 12-3, 12-4, 12-6, 12-7, 12-8, 12-9, 15-1c, 15-C7, 15-C8, 17-1, 17-2, 17-3, 17-4	34 件 /186 件
⑤ビル一体型		1-M3, 2-11a, 2-11b, 2-12a, 2-12b, 3-A5, 3-B3, 3-B5, 4-23b, 5-C3, 5-C5a, 5-C5b, 5-C6, 5-C7a, 5-C7b, 5-C8, 5-C9, 6-6, 7-3, 9-1, 9-23, 11-1, 11-2, 11-4, 11-5, 11-6, 14-5, 15-1b, 15-C2, 15-C3, 15-C4, 16-2, 16-3, 16-4	34 件 /186 件

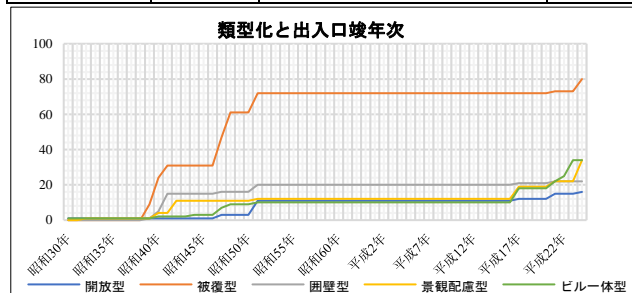


Figure 2. Comparison between Diagram and Completed Year of Ground Entrances

(4) 分析結果と考察

まず、各類型と建設年次との関係に着目する。

出入口の類型のうち、開放型は 16 件 (10%) 確認した。ヒアリング調査によると、この類型は、出入口周辺の店舗などを隠さないようにする配慮から設置された。しかし、景観には配慮されているものの、雨天時など利用者の利便性が低いことなどから、開放型は設置件数が少ないと推察する。

被覆型は 80 件 (43%) 確認した。この類型は、地下街誕生当時、側壁で出入口全体を覆うことが、見通

しを悪くすると考えられていたことが形成の背景にあると考える。なお、昭和 40 年代にも被覆型の設置件数が増加しているが、これは、東京で地下街の開業が集中した昭和 40 年代、被覆型が出入口の典型として設置された可能性がある。

囲壁型は 22 件 (11%) 確認した。この類型は、出入口の側壁から上屋に壁が設けられているため、利用者へ圧迫感を及ぼすと考えられる [4]。これにより近年は新設数が少ない傾向にあると推察する。この類型は昭和 40 年代をピークに、近年は設置件数の増加が見られない。

景観配慮型は 34 件 (18%) 確認した。この類型は、アクリルなどの透明感のある素材を囲壁に使用することで、周囲の景観との調和に配慮 [4] した類型である。昭和 40 年代はじめと近年では、設置件数が増加している。さらに、平成 29 年より地上出入口などの道路付属物と周囲の景観との調和が促されており [4]、今後、景観配慮型が増加する可能性がある。

ビル一体型は 34 件 (18%) 確認した。この類型は、利用者の利便性が高く、出入口と車道との距離が離れているため安全性が高い。さらにビル内に設置されていることから、周囲景観への影響も低減することができると考えられる。この型は地下街の規制緩和後、設置件数が増加している。ヒアリング調査では、一部の区が再開発の条件として地下街出入口を取り込むことを誘導しており、今後ビル一体型が増加する可能性がある。

次に、各地下街と出入口類型との関係に着目すると、戦後の区画整理事業時の建物移転、都市計画駐車場の経営を補助するなどの地下街の建設経緯によって出入口類型の件数が異なると考えられる。

5. まとめ

本研究では、階段、側壁、上屋といった地上出入口の構成要素に着目して出入口を類型化し、類型ごとの特徴と形成過程を明らかにした。

今後は、屋外広告物やサインなど、地上出入口の情報発信要素も加味した調査や東京以外の地下街の地上出入口についても調査を進め、分析をより精緻なものとする必要がある。

6. 参考文献

[1] 国土交通省：「道路空間の利活用について」、2016
 [2] 国土交通省都市局街路交通施設課：「地下街の安心避難対策ガイドライン」、2014
 [3] 地下都市計画研究会：「地下空間の計画と整備—地下都市計画の実現をめざして—」、1994
 [4] 国土交通省：「景観に配慮した道路付属物等ガイドライン」、2017